



2022年12月19日

各 位

会社名 ソーダニッカ株式会社
代表者名 代表取締役社長執行役員 長洲 崇彦
(コード番号 8158 東証プライム市場)
問合せ先 取締役兼常務執行役員経理本部長
目崎 龍二
(TEL 03-3245-1803)

従業員持株会を通じた株式付与としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2022年12月19日開催の取締役会において、当社及び当社子会社の従業員に対して、従業員持株会を通じた株式の付与（以下「本スキーム」といいます。）を決定し、下記のとおり、ソーダニッカ従業員持株会を割当予定先として、第三者割当による自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議しましたので、お知らせします。

1. 処分の概要

(1) 払込期日	2023年2月28日
(2) 処分する株式の種類及び株式数	当社普通株式 269,086株（注）
(3) 処分価額	1株につき618円
(4) 処分価額の総額	166,295,148円（注）
(5) 処分方法	第三者割当の方法による
(6) 割当予定先	ソーダニッカ従業員持株会
(7) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券届出書の効力発生を条件としております。

（注）ソーダニッカ従業員持株会（以下「本持株会」といいます。）は、本日開催予定の持株会理事会の決議を経て、十分な周知期間を設けて当社グループ従業員（以下「従業員」といいます。）に対する入会プロモーションを実施し、持株会への入会希望者を募ります。このため、処分株式数及び処分価額の総額は、プロモーション終了後に確定します。対象者数が確定した場合の処分株式数及び処分価額の総額につきましては、確定次第速やかにお知らせする予定であります。

2. 処分の目的及び理由

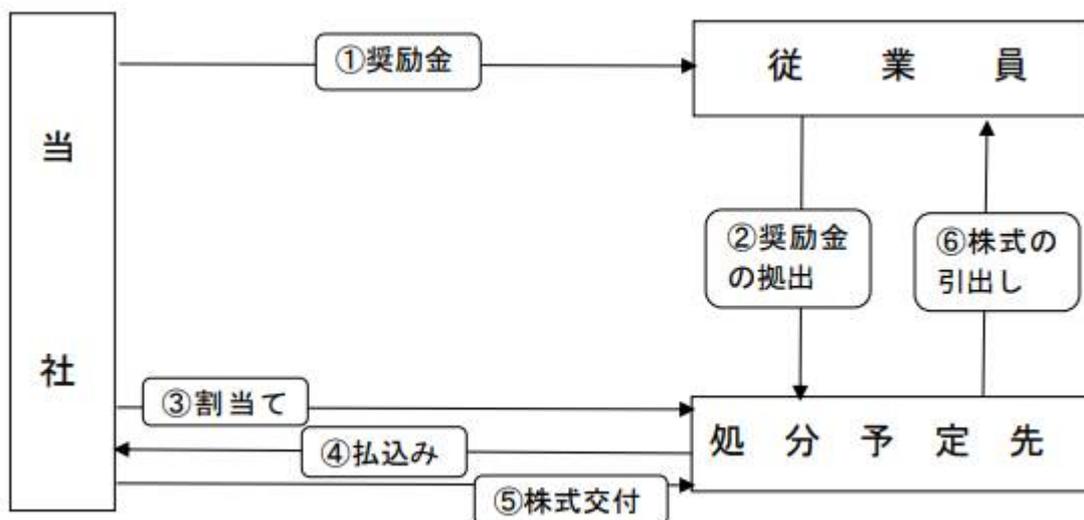
当社は、中期経営計画 Go forward STAGE2 の目標達成に貢献してきた当社及び子会社の従業員への感謝の意を表すとともに、次期中期経営計画（Go forward STAGE3）における更なる企業価値増大に向けた従業員のモチベーションの向上、並びに、本持株会へのさらなる入会を奨励することを企

図して、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）を、本持株会の会員（以下「会員」といいます。）に対し、特別奨励金として付与することを決定しました。

本自己株式処分は、当社が会員に特別奨励金を付与し、当該特別奨励金の拠出をもって本持株会に自己株式を処分するもので第三者割当の方法によるものです。処分株式数につきましては、「1. 処分の概要」の（注）に記載のとおり、後日確定しますが、最大 269,086 株を本持株会へ処分する予定です。

なお、本自己株式処分による希薄化の規模は、2022年9月30日現在の発行済株式総数 22,968,000 株に対する割合は 1.17%、2022年9月30日現在の総議決権個数 226,857 個に対する割合は 1.19%（いずれも小数点以下第3位を四捨五入しています。）となります。

本スキームの仕組み



- ①当社が処分予定先の会員である従業員に対し、奨励金を付与する。
- ②処分予定先の会員である従業員が、処分予定先に対して、奨励金を拠出する。
- ③当社が第三者割当により自己株式の処分を行い、処分予定先に対してこれを割り当てる。
- ④処分予定先が、拠出された奨励金で本第三者割当について払込みを行う。
- ⑤当社が処分予定先に対して自己株式を交付する。
- ⑥処分予定先の会員である従業員が処分予定先から株式を引き出す。

なお、上記①及び②に係る実際の金銭の支払いは、当社から処分予定先の指定預金口座に対して直接振り込む方法により行います。

3. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先である本持株会に対する本自己株式処分は、本スキームの導入を目的としています。処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2022年12月16日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の終値である 618 円としています。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないもの

と考えています。なお、この価格の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値平均からの乖離率（小数点以下第3位を四捨五入しています。）は次のとおりとなります。

期間	終値平均 (円未満切捨て)	乖離率
1ヶ月（2022年11月17日～2022年12月16日）	609円	1.48%
3ヶ月（2022年9月17日～2022年12月16日）	597円	3.52%
6ヶ月（2022年6月17日～2022年12月16日）	593円	4.22%

本日開催の取締役会に出席した監査役3名全員（うち社外監査役2名）は、上記処分価額について、本自己株式処分が本スキームの導入を目的としていること及び処分価額が取締役会決議日の前営業日の終値であることに鑑み、割当先である本持株会に特に有利な処分価額に該当しないと当社が判断した過程は合理的であり、かかる判断については適法である旨の意見を表明しています。

4. 企業行動規範上の手続に関する事項

本自己株式処分は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立した第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

以 上